

I P通信網サービス契約約款 別冊（シェアードI P - P B Xサービス）【現改比較表】

2023年7月14日現在

～2023年7月13日

2023年7月14日～

目次（略）

第1章～第8章（略）

第9章 雑則
（略）

第10章 附帯サービス
（略）

別記～料金表別表2（略）

第1章 総則

（適用）

第1条（略）

目次（略）

第1章～第8章（略）

第9章 データの取扱い

第83条の2 データに関する責任

第83条の3 データの確認・複製

第83条の4 データの削除

第83条の5 データのバックアップ

第10章 雑則
（略）

第11章 附帯サービス
（略）

別記～料金表別表2（略）

第1章 総則

（適用）

第1条（略）

～2023年7月13日

2023年7月14日～

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～27 (略)	(略)
28 第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3タイプ4を提供するために当社がIP通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備
29～48 (略)	(略)

用語	用語の意味
1～27 (略)	(略)
28 第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置	第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ3タイプ4 <u>又はタイプ5</u> を提供するために当社がIP通信網サービス取扱所に設置する電気通信設備
29～48 (略)	(略)

第2章 シェアードIP-PBXサービスの種別等

第3条～第4条 (略)

第3章 契約

第5条～第73条 (略)

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
カテゴリ1～2	(略)
カテゴリ3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

第2章 シェアードIP-PBXサービスの種別等

第3条～第4条 (略)

第3章 契約

第5条～第73条 (略)

第6節 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約

(第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等)

第73条の2 第6種シェアードIP-PBXサービスには、次の種類があります。

種類	内容
カテゴリ1～2	(略)
カテゴリ3	シェアードゲートウェイ装置又は当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備を使用してボイスモードの通信を行うことができるもの

～2023年7月13日		2023年7月14日～	
	(注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款 <u>又は</u> Arcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備とします。		(注) 当社が別に定める電気通信サービスに係る電気通信設備は、Arcstar Contact Centerサービス契約約款 <u>若しくは</u> Arcstar UCaaS利用規約に定める電気通信設備 <u>又は第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリ-3タイプ5に係るものに限ります。)</u> に係る電気通信設備とします。
カテゴリ-4～7	(略)	カテゴリ-4～7	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
2～3 (略)		2～3 (略)	
第73条の3～第73条の12 (略)		第73条の3～第73条の12 (略)	
第4章～第8章		第4章～第8章	
第74条～第83条 (略)		第74条～第83条 (略)	
		<u>第9章 データの取扱い</u>	
		<u>(データに関する責任)</u>	
		<u>第83条の2 第83条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ(以下「保存データ」といいます。)及び第6種シェアードIP-PBXサービスの利用により生成、提供されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより第6種シェアードIP-PBXサービス契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。</u>	
		<u>2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。</u>	

～2023年7月13日

2023年7月14日～

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの確認・複製)

第 83 条の3 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は第6種シェアードIP-PBXサービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

3 当社は前項に加え、保存データ及び生成等データのうち、複数の第6種シェアードIP-PBXサービス契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用することができます。

(1)統計化に利用する情報：通話録音音声データ及びテキスト化データ

(2)統計データの利用目的：第6種シェアードIP-PBXサービスの使用状況の計測及び当社が提供する新規コミュニケーションサービス開発、サービス機能向上。ただし、当社は統計データを第6種シェアードIP-PBXサービス契約者及び発着信元が識別されることのないように取り扱うものとします。

4 第6種シェアードIP-PBX契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

(データの削除)

第 83 条の4 当社は、共通編第 41 条（サービスの廃止）による第6種シェアードIP-PBXサービスの廃止のほか、当社は共通編第 14 条（IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除）、共通編第 15 条（当社が行うIP通信網契約の解除）、共通編第 16 条（協定事業者の契約の解除等に伴うIP通信網契約の扱い）又は本別冊第 73 条の 10 の2（IPセントレックス番号の廃止に伴う第6種シェアードIP-PBX契約の扱い）により第6種シェアードIP-PBX契約の解除があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する第6種シェアードIP-PBX契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第 83 条の5 第6種シェアードIP-PBX契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等

～2023年7月13日

2023年7月14日～

第9章 雑則

第84条～第87条の2（略）

第10章 附帯サービス

第88条（略）

別記 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 削除

データのバックアップを取るものとし、当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法及びその結果について責任も負わないものとしします。

2 第6種シェアードIP-PBX契約者は、第6種シェアードIP-PBX契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとしします。

3 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第10章 雑則

第84条～第87条の2（略）

第11章 附帯サービス

第88条（略）

別記 （略）

料金表

通則 （略）

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 削除

2 削除

～2023年7月13日

2023年7月14日～

3 削除

4 削除

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 (略)

5-2 料金額

5-2-1～5-2-1-1 (略)

5-2-2 付加機能利用料

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
番号追加機能 ～ IP Voice番号通知機能 (タイプ2)	(略)	(略)

5-2-3～5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 (略)

3 削除

4 削除

5 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの

5-1 (略)

5-2 料金額

5-2-1～5-2-1-1 (略)

5-2-2 付加機能利用料

(月額)

区 分	単 位	料 金 額
番号追加機能 ～ IP Voice番号通知機能 (タイプ2)	(略)	(略)
<u>通話録音自動テキスト化機能</u>	<u>1のIDご とに</u>	<u>2,500円</u> <u>(2,750円)</u>

5-2-3～5-2-4 (略)

第2 (略)

第2表 工事に関する費用 (工事費 (附带サービスの工事費を除きます。))

1 (略)

～2023年7月13日

2023年7月14日～

2 工事費の額

2-1 削除

2-2 削除

2-3 削除

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)	(略)
	IP Voice番号通知機能(タイプ2)に関するもの	-	-
	上記以外のもの	1の契約ごとに	1,000円(1,100円)
(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)
	IP Voice番号通知機能(タイプ2)に関するもの	-	-

2 工事費の額

2-1 削除

2-2 削除

2-3 削除

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)	(略)
	IP Voice番号通知機能(タイプ2)に関するもの	-	-
	通話録音自動テキスト化機能に関するもの	1の契約ごとに	10,000円(11,000円)
	上記以外のもの	1の契約ごとに	1,000円(1,100円)
(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)	(略)	(略)
	IP Voice番号通知機能(タイプ2)に関するもの	-	-
	通話録音自動テキスト化機能に関するもの	1の契約ごとに	10,000円

～2023年7月13日

2023年7月14日～

		上記以外のもの		1の契約ごとに	1,000円 (1,100円)
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～17 (略)	(略)

		<u>関するもの</u>		<u>約ごと</u> <u>に</u>	<u>(11,000円)</u>
		上記以外のもの		1の契約ごとに	1,000円 (1,100円)
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～17 (略)	(略)
<u>18 通話録音自動テキスト化機能</u> <u>音声通話の自動録音及びテキスト化を行い、そのデータを当社の電気通信設備に保存する機能</u>	<p>(1) <u>当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。以下、本欄において同じとします。）に、この機能を提供します。</u></p> <p>(2) <u>当社は、1のIDごとにこの機能を提供します。</u></p> <p>(3) <u>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置から発信する通信又はその第6種シェアードIP-PBXサービスに係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置に着信する通信（内線通話（同一の第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタ</u></p>

～2023年7月13日

2023年7月14日～

イプ5に係るものに限ります。)に係る第6種シェアードIP-PBXゲートウェイ装置を介して行う相互間の音声通信をいいます。)を除きます。)において、この機能を提供します。

(4) この機能における通話録音音声データ及びテキスト化データのご利用に当たっては、その利用態様に応じ、第6種シェアードIP-PBX契約者の費用と責任において、発信者及び着信者のプライバシーその他の権利又は利益を保護するために、必要な措置を講じていただく必要があります。

IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和5年7月13日 CAS1サ第000400001193-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年7月14日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)が、当社が指定する方法で通話録音自動テキスト化機能の申込みを行うことを条件に、当社がその契約申込みを承諾し、利用が開始された時は、別冊(シェアードIP-PBXサービス)料金表第1表(料金(附帯サービスの料金を除きます。))の5-2-2に規定する通話録音自動テキスト化機能の月額料金について次表に規定する額の割引を行います。

割引額
500円(550円)

3 この月額料金割引の適用は、第6種シェアードIP-PBX契約における通話録音自動テキスト化機能の利用を開始した日から令和6年6月30日までとします。

~2023年7月13日	2023年7月14日~
	<p><u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損賠賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>